

特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する検討会

第3回議事録

消費者庁食品表示企画課

○森田保健表示室長 それでは、少し定刻を過ぎましたけれども、第3回「特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する検討会」を開催いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、全員御出席でございます。

それでは、佐々木座長、議事進行をよろしく願います。

○佐々木座長 皆様、おはようございます。本日もよろしく願います。

今回、最後、第3回の検討会になります。

それでは、最初に事務局から会議の進行における留意事項、配付資料等の御確認をよろしく願います。

○森田保健表示室長 本日は、テレビ会議により開催しております。

ハウリング防止のため、発言者以外の方はマイクをミュートの状態にしていただきますようお願いいたします。

御発言の際は、あらかじめチャット等でお知らせください。座長が確認後、発言者を指名いたしますので、指名された方はマイクのミュートを解除して、お名前を仰っていただき、御発言をお願いします。

次に、本日の配付資料について確認します。

委員の皆様には事前に送付させていただきましたので、お手元に御準備をお願いします。

本日の資料は、議事次第、「特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する今後の運用の方向性（案）」、それから、森田委員提出資料として「特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）の今後の検討について」となっております。よろしいでしょうか。資料の不足や不備がございましたら、チャットにてお知らせをいただきたいと思っております。特に問題ございませんでしょうか。

問題ないことを確認しました。

○佐々木座長 ありがとうございます。

委員の方々からの積極的な御意見をいただきたいと思っております。このようにリモートで行います関係上、私のほうでしっかりと見えないかもしれません。分かりやすいように手を挙げていただいて、しばらく待っていただくと事務局側がしっかりと視認できると思っておりますので、どうぞ、御協力をよろしく願います。

今日は報告書を固めねばなりません。そのために、相当にたくさんの方がございます。効率よく進めていきたいと思っておりますので、御協力ください。

それでは、始めたいと思っております。議事に入ります。

当初の予定どおりに、議論は本日で最後でございます。本日は、特定保健用食品の疾病リスク低減表示に関する今後の方向性の取りまとめについて議論を行いたいと思っております。

これまでの検討会におきましていただきました御意見を踏まえまして、配付資料としまして「特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する今後の運用の方向性（案）」が示されております。これを基に確認を進めたいと考えます。

まず、事務局から今後の方向性（案）全体について、15分程度で御説明をお願いいたし

ます。今後の方向性（案）は大部でございまして、項目ごとに委員から御意見を伺うという形で、この後、進めてまいります。

それでは、項目の区切り方ですが、題名及び項目立て「1. 検討の経緯等」までの部分、そして、その次が検討会に出された意見の（1）の類型1、以降、類型2から類型4まで1つずつ進めていきます。最後に「3. 今後の対応等」の部分というふうにしたいと思っております。このように分けて議論を進めますが、委員の方々、よろしいでしょうか。それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○森田保健表示室長 それでは、御説明します。資料を御覧いただきたいと思っております。

まず、タイトルですけれども「特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する今後の運用の方向性（案）」と書いてございます。

構成ですが「1. 検討の経緯等」と、1ページの下のところ「2. 検討会において出された意見」、それから、5ページ目になりますけれども「3. 今後の対応等」という構成にしております。

1ページに戻っていただきまして「1. 検討の経緯等」というところです。内容について御説明します。

まず、特定保健用食品とはということで、健康増進法に基づく制度であることを説明し、その後の部分ですが、疾病リスク低減表示について、平成17年にトクホ制度に位置づけられたこと。この疾病リスク低減表示はトクホでのみ表示可能となっていること。それから、認められている表示として、「カルシウムと骨粗鬆症」及び「葉酸と神経管閉鎖障害」に関するものについては基準を設定し、それ以外の疾病リスク低減表示については個別の申請を可能とする形で運用しているということを記述しております。この運用につきましては、制度開始以降特段の見直しは行われてこなかったということ。

続きまして、トクホの許可・承認件数は1,000件超で横ばいであること。そのうち、疾病リスク低減表示についての許可実績は「カルシウムと骨粗鬆症」のみということ。そうしたことを踏まえまして、トクホ制度にのみ認められている疾病リスク低減表示に焦点を当てて、トクホ制度の今後の運用について検討することとし、その検討材料とするため、昨年度、諸外国の制度の調査を行ったということで、その調査結果を踏まえて、この検討会を消費者庁は設置し、本年3月までに3回の会議を開催したという経緯を記載しております。

続きまして「2. 検討会において出された意見」でございまして。これは消費者庁から提示された論点を基に、各論点について委員から出された意見をまとめた形にしてございます。

次の2ページ目で、論点の1つ目として「（1）米国、カナダ及びEUで認められている類型別疾病リスク低減表示を踏まえた検討」で、これは表に示したとおりの形で類型について御議論いただいたものでございます。

各類型については、その下、類型1の部分、この類型のところの記載ぶりは、基本的に

は類型の説明の後に検討会での御意見という形の構造になってございます。「類型1．摂取量を減らすことによる表示」についてですけれども、まず御意見の部分、第2段落目になります。ナトリウムについては、我が国の健康・栄養政策上、減塩に取り組むことが重要とされており、疾病リスクを表示することにより、消費者の減塩の取組みを促すことへの期待があるとの意見があった一方、トクホのほうが他の減塩商品よりも優れているとの誤解を与えかねないとの意見、食事全体として摂取量を減らす必要があり、特定の食品中の成分を減らすことのみでは血圧を下げるほどの減塩は達成されない等の意見があったということ。また、多くの委員から、食品を通じて関与成分を積極的に摂取することで特定の保健の目的を期待するというこれまでのトクホの運用を前提とすると、この類型は、トクホの制度になじまないのではないかと意見が出されたとしております。

次に「類型2．現行のトクホ（疾病リスク低減表示）制度に沿った表示」です。御意見といたしましては、2段落目ですけれども、骨の健康維持に関する科学的根拠は、カルシウムだけでなくビタミンDを併せて摂取することによるものが多いなど、これらを併せて検討していくことの有用性についての意見があった。一方、ビタミンDについては、消費者の期待度が高く誤解されやすいため慎重に取り扱うべきとの意見、海外においてはサプリメントを用いた介入試験のデータがあるものの、日照により体内で合成され、その合成量は緯度等の様々な要因によって大きく左右されるため、海外のデータをそのまま日本に当てはめることは難しいとの意見、我が国の健康・栄養政策との整合を図る観点から、丁寧な議論を重ねる必要がある等の意見が出されたとしております。

次に「類型3-1．既許可のトクホに類似の表示（疾病リスクを低減する旨の直接的な表示）」という類型のものです。これは非う蝕性糖質甘味料等を含む食品について、虫歯のリスクを低減する旨を直接的な表現で表示するもので、現行のトクホにおいては「虫歯の原因にならない甘味料を使用している」等の間接的な表現で表示されている食品があるという類型のものでございます。

意見の部分ですが「虫歯」は疾病に該当するものであり、科学的根拠が十分であると確認された場合は明確に表示するほうが消費者に伝わりやすいとの意見、表示事項が細かく記載されても消費者には伝わりにくい等の意見があった。

また、多くの委員から、この類型を疾病リスク低減表示として具体的に検討していくことは妥当であるが、検討に当たっては、科学的根拠の確認だけでなく、消費者に対し歯磨きの重要性や当該食品の適切な使用方法等について適切に情報提供が行われることが適当との意見が出されたとしております。

次に「類型3-2．既許可のトクホに類似の表示（疾病の代替指標の取扱い）」になります。この類型は、疾病と疾病の代替指標（バイオマーカー）の関連性ととともに、特定の成分とバイオマーカーの関連性を表現することで、疾病リスク低減に資することを表示するものになります。

御意見の部分です。次の4ページ目の2行目からになります。血糖値を下げる等のバイ

オマーカーへの有効性だけでなく、その先の疾病名を表示することで、具体的なリスクを知ることができるため、消費者の継続摂取の意識付けになるとの意見、国民のヘルスリテラシーと消費者教育に大きく貢献ができるとの観点から「診断に用いるバイオマーカー」と「疾病リスク」の関係が「公知の事実」となっている場合は、既許可表示に定型文を付加した「疾病リスク低減表示」への一律移行を導入してはどうかとの意見があった。一方、消費者が当該食品の摂取のみによって疾病リスクが低減すると誤認する可能性があるとの意見、疾病リスク低減表示を行うためには、特定の成分が疾病のリスクを低減することの十分な科学的根拠が必要であるとの意見、栄養以外の要因への注意を減らし適切に医療機関への受診を行わなくなるおそれがある等、多くの委員からこの類型については慎重に取り扱うべきとの意見が出されたとしております。

「類型4. 対象成分が限定されていない表示」です。これに対する御意見としましては、多くの委員から疾病リスク低減表示というよりは食育の範囲ではないかとの意見、トクホの制度にはなじまないのではないかとの意見が出されたとしております。

続きまして「(2) 許可文言の柔軟性」です。

2段落目からが意見の部分になります。許可文言の柔軟性については、それを認める場合でも科学的根拠に基づいた文言であり、消費者に理解されやすい表示であるべきとの意見、柔軟性を認めると差別化や競争優位を意識する結果、言い過ぎの表現など誤認のリスクを高めるおそれがあり、また様々な表現をどのように審査していくかが課題となる等の意見があったとしております。

また、多くの委員から、現在の基準については「かもしれない」や「二分脊椎などの神経管閉鎖障害」の表現は消費者に理解されにくいため、分かりやすい表現への変更や説明の追記等を検討すべきとの意見が出された。検討に当たっては、科学的根拠に見合った表現とすることや事業者の意見も聴取すべきではないかとの意見が出されたとしております。

「(3) 表示の内容等の基準が定められていない疾病リスク低減表示の申請」についてです。

2段落目以降が意見の部分になります。疾病リスク低減表示の申請手続に関しては、申請者にとっては製品を用いた臨床試験まで終えた段階でないと申請やそれに係る相談ができないことが負担であり、科学的根拠について申請前に確認できる仕組みや申請ガイドラインの作成を求めるとの意見が出された。

また、原則としてメタアナリシスの論文の添付を求める現在の取扱いに関しては、これを変えろというよりも、トクホの疾病リスク低減表示に関する科学的根拠については、行政の関与のもと中立の機関において、研究を網羅的に調査し、バイアスを評価しながら分析を行う仕組みがあるとよいとの意見が出された。

一方、評価を行う機関の中立性の確保が重要であるとの意見、評価を行う人材の確保の困難さや評価等にかかる行政コストと当該評価等の必要性のバランスを指摘する意見も出

されたとしております。

「（４）その他（先行申請者の権利保護）」の部分です。

意見の部分は２段落目になります。先行申請者の開発にかけたコスト等を考慮すると何らかの形で優位性を確保することが望ましいとの意見、現在のトクホの申請において科学的根拠として認められるのは査読論文として公表されているものであるため、この考え方から見直す必要が生じるとの意見が出された一方、消費者の知る権利等も考慮する必要があり、特に疾病リスク低減表示に関しては先行申請者の権利保護は慎重であるべき、等の意見が出されたとしております。

「３．今後の対応等」です。これは全文読ませていただきます。

今回の検討会では、諸外国の状況を参考に、現行制度の範囲内で、トクホの疾病リスク低減表示に関する運用の方向性について検討を行ったものである。

その中で、消費者庁においては、早急に取り組める事項である（１）類型３－１の既許可のトクホに類似の表示（疾病リスクを低減する旨の直接的な表示）や（２）許可文言の柔軟性については、速やかに具体的な対応を進めることが適当と考える。

トクホ制度については、平成３年に創設され、平成17年に規格基準型、疾病リスク低減表示、条件付きトクホが規定されたものの、制度全般の在り方に関する見直しは行われていない。こうした背景のもと、検討会では、多くの委員からトクホ制度の在り方といった全般的な課題に対応すべきとの意見が出された。具体的には、平成16年に「日本人の食事摂取基準（2005年版）」が策定され、食事摂取基準の基本的な考え方が導入されたこと等トクホ制度創設以降の我が国の健康・栄養政策等の状況変化を踏まえ、トクホの位置付けや疾病リスク低減表示の役割等、トクホの制度全般に関わる考え方について、検討していく必要があるとの意見が出された。

このような意見も踏まえ、今後、必要な情報を収集しつつ、トクホ制度全般について検討されることを期待する。

説明は以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それでは、この内容について、議論、確認をしていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、最初に題名。これは非常に重要です。それから、最初のパラグラフであります「１．検討の経緯等」について、修正などの御意見がありましたらお願いいたします。挙手又はチャットを入れていただければ幸いです。いかがでしょうか。特段よろしいでしょうか。

ここは前段でありまして、ほぼ委員の方々がお出しくださったことがまとめられていると私も思いました。

それでは、次に進みたいと思っております。次は「２．検討会において出された意見」のところでございます。ここは内容が長いので、１つずつ区切ってさせていただきます。

最初に、1ページから2ページ目の最初です。「(1) 米国、カナダ及びEUで認められている類型別疾病リスク低減表示を踏まえた検討」について御意見を賜ればと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この部分は事実をこのように提示するということをございます。

それでは、ここから徐々に我々の議論したことに踏み込んでまいります。

最初が「類型1. 摂取量を減らすことによる表示」の部分、2ページ目の下の方から3ページ目の上4行にかかることをございます。ここでは低ナトリウム食のを中心議論がなされました。この文面でいかがでしょうか。いくつかの議論がなされましたが、これでよろしいでしょうか。

木戸委員、お願いしてよろしいですか。

○木戸委員 すみません。1ページの下から2行目のところになるのですが「特定保健用食品における疾病リスク」という表記がありますが、特定保健用食品というものは1ページの一番上の「1. 検討の経緯等」のところ「トクホ」と略すとなっておりますので、ここは「トクホ」と修正した方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○佐々木座長 ありがとうございます。そのとおりです。ここは見落としです。それでは、ここは修正させていただきます。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に進みたいと思います。次は「類型2. 現行のトクホ（疾病リスク低減表示）制度に沿った表示」です。ここではカルシウム、ビタミンDの話を中心に議論が進められました。少し時間をかけて議論したところだと記憶しております。文章はこのようにまとまっておりますが、御確認、御意見をいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

寺本委員、お願いいたします。

○寺本委員 寺本でございます。

この中の最後から2番目の行にあります「健康・栄養政策との整合」という文言があるのですが、ここの整合性というところの内容をしっかりともう少し共有化したほうがいいのではないかと考えております。何をもち整合性があるかということが業界事業者間でも常によく話題になるところであるのですが、食事摂取基準の範囲内に収めないといけないのか、どういう観点で整合性と考えるかという認識が曖昧な印象を持っています。

また、この言葉遣いからすると、少し後ろ向きな意味合いにもなっており、すごく良い制度でありますので、もう少し消費者の健康・栄養政策にしっかりと活用できるような制度にするためにも、例えば葉酸のようなものの表示ができて対応できる商品はトクホしかありませんので、それが今はない状態では、もしこれが本当に政策的に一致しているものであれば、もう少し積極的に使えるような対応を、トクホの制度をもう少し事業者側が使

えるようにしていく必要があるのではないかと考えています。特に多くの有識者の先生から審査であるとか、色々見られている制度でもありますので、エビデンスがしっかりとあることが前提になりますが、この辺の内容をもう少し前向きな表現にできないでしょうか。以上です。

○佐々木座長 このような御意見ですけれども、いかがでしょうか。

私の理解では2つございまして、1つ目が健康・栄養政策は、今、例示されました食事摂取基準にとどまるものではなく、健康・栄養政策全体を指す一般用語であろうというように私は理解してここを読みました。

それから「整合」という言葉は方向性を示すものではなく、前向きも後ろ向きも右向きも左向きも全て含めて整え合わせるという意味、すなわち乖離を避けるという意味合いで用いたのだと私は理解しております。これが後ろ向きであるとか、ある一方向のベクトルを持つ、又はこの政策が狭く受け取られるように読んでいただくのは正しい読み方ではなく、もしそういうことが起こり得るといふふうに判断される場合は修正すべきだろうと私は考えます。

委員の方々、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

矢島委員ですか。お願いします。

○矢島委員 今のお話ですが、我が国の健康・栄養政策、最後にもう一回出てくることであるのですけれども、最後の6ページを見ていただくと「3. 今後の対応等」の最後の下から5行目に同じような言葉が既に入っていて、要はこの言葉があるからこれでいいのではないか。座長の意見でいいのではないのですかということです。座長の意見は、この最後のところを読めば入っているのです、整合性を図る観点で私はいいと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。

今日はリモートで行っております関係で、資料を見たりするときにやや時間がかかるので、ここで委員の方々全員にお願いなのですけれども、いつもの対面の会議よりも少し資料場所の提示のところでお時間をいただきたいのです。そのようにぜひ御協力をいただきたいと思います。その分、時間がかかってしまいますけれども、大切な言葉を決めている場ですので、よろしく御協力ください。

矢島委員、失礼いたしました。ありがとうございます。

磯委員、お願いいたします。

○磯委員 磯です。

今の御意見に関して、類型2のところだけに「整合を図る観点から」という文言が入っています。下から3行目の「海外のデータをそのまま日本に当てはめることは難しいとの意見」と重なるため「健康・栄養政策との整合を図る観点から」という文言は抜いても問題ないのではないかと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。

矢島委員と磯委員の御意見は、この類型2の最後の文章に入っている言葉は最後のまと



めで入っているのです、この類型2で特段ここに含める、そして、他の類型に入っていないことを理由にして、類型2の最後の文章の「我が国の」から「図る観点」までのところは削除してもよろしいのではないかという御意見でございます。

他の委員の方々、いかがでしょうか。

確かに、できましたら、この類型のところはやはり同じ高さで文章をまとめていくのがよろしいかなと私も思いました。そういう風に考えますと、この最後の文章は「難しいとの意見があり、丁寧な議論を重ねる必要が」という風に続くと考えています。

矢島委員、いかがでしょうか。少し御意見を賜ればありがたいです。

○矢島委員 今の議論で結構です。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それでは、この部分は今、私が話しましたように修正したいのですが、磯委員、お願いします。

○磯委員 別のところでコメントがあるのですが、よろしいでしょうか。

○佐々木座長 はい。お願いいたします。

○磯委員 類型2の下から5行目ですが「海外においてはサプリメントを用いた介入試験のデータがあるものの」という文言が、介入試験で骨粗鬆症とか骨折に関するポジティブなデータがあるのか、ただ単にそういうネガティブでもポジティブでもニュートラルでもいろいろなデータがあるのかという点がこの日本語だと読み切れない。ビタミンDに関して単独での介入について、メタアナリシス論文では、量が相当高くないと効果がないという報告があります。このあたりの記述をはっきりさせた方がいいのではという意見です。

○佐々木座長 ありがとうございます。

他の委員の方々、この部分はいかがでしょうか。

私の読み方は、これは介入試験の研究報告があるという読み方でありまして、ネガティブ、ポジティブはここでは示さない。なぜならば、この検討会はそういうエビデンスを提示して、その内容を吟味する目的ではないからで、そして、そこまでしていなかったからという理由で、介入試験の研究報告があるという存在だけを示しておくのがよいだろうと私は考えております。

○磯委員 それでは、今、座長が仰ったように、介入試験の研究報告があるということで、「データ」というポジティブなイメージを避けて、文言の修文をしていただければと思います。

○佐々木座長 分かりました。ありがとうございます。今、私が話しましたような内容の修文をしたいと考えます。

森田委員ですか。お願いいたします。

○森田委員 この「我が国の健康・栄養政策との整合を図る観点から」というものを、今、削除する方向でお話が進んでいると思いますけれども、こちらは多分、私が申し上げたところだと思います。前の文章で海外のデータをそのまま日本に当てはめることが難しいと

いう意見や、それから、先ほどあったように、高用量だと介入試験のデータがあるという議論が出た上で日本の健康・栄養政策は、食事摂取基準も含むですけれども「我が国の健康・栄養政策との整合を図る観点から、丁寧な議論」。ここで「、」があるのですが「我が国の健康・栄養政策との整合を図る観点から、丁寧な議論を重ねる必要がある等の意見」というのは一つの意見で「我が国の健康・栄養政策との整合を図る観点から」だけを取ってしまうと、ここは意図が違ってくるのではないかと思いますので、ここは削除しないで「我が国の健康・栄養政策との整合を図る観点から」というものは残しておいていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐々木座長 ありがとうございます。そういう意味でしたがという風にここで私が申し上げるのは良くないことかもしれませんが、そうしますと読み方は「我が国の健康・栄養政策」から始まって「必要がある」までが一文ですか。

○森田委員 はい。私はそのように申し上げたつもりです。

○佐々木座長 そうしますと「整合を図る観点から」の後の「、」は除く方がよいということになりますか。

○森田委員 そうです。つながっていますので、そこだけを外すと「丁寧な議論を重ねる必要がある」というところだけが残ってしまうことになるのですけれども、つながっていることを考えると、そこは「、」は取っていただいたほうがありがたいです。

○佐々木座長 分かりました。そういたしますと、私の読み方が間違っていたことになります。

すなわち「我が国」から始まって「観点」までを独立させて読んで、そして、これが全体を示すような理解をしまして、最後のまとめの文章との重複を感じておりました。ところが、御意見としては「我が国の健康・栄養政策」から始まって「必要がある」までが一つの意見であるということだそうでございます。したがって「観点から、丁寧な議論」のところの「、」を取るとということだそうでございます。

他の方々、いかがでしょうか。

戻りまして、寺本委員、お願いいたします。

○寺本委員 寺本でございます。

先ほどの森田委員からの意見もあったように、やはり食事摂取基準というところに連動がすごく強いという印象を持っております。特に特定保健用食品の場合は食事摂取基準で補えないような成分も含めて網羅していくことがすごく重要な役割かと思っており、耐容上限量を見捨てるわけにはいきませんが、食事摂取基準の摂取目安のところはすごく強く出てしまうと、なかなか特定保健食品の役割が追えない可能性がありますので、この文言なのですが「整合を図る観点から」の「から」をもし取れるようであれば取っていただいて、整合性を無視するわけにはいかないと思いますので「整合を図る観点を含めて丁寧な議論を」という意味合いで記載することは可能でしょうか。

○佐々木座長 「含める」という言葉だと、含めない場合があるという読み方をされてし

まいります。すなわち「我が国の健康・栄養政策との整合を含める」と言うと、それ以外があつて、けれども、我が国の健康・栄養政策のためにここで検討しているわけですので、この文言の書き方は慎重であるべきかと私は思ったのですけれども、慎重であるというのは「整合を図る」と書いておいて、これで食事摂取基準という具体的な言葉は出さないと健康・栄養政策全体という風に示したいということです。そういう全体の委員の御意見なのだろうと理解しました。

やはり寺本委員、この文章からそういう特定の基準なりガイドラインなり政策なりが想像されてしまいますか。

○寺本委員 度々申し訳ありません。どうしても色々な機能性表示食品も含めて、こういった保健機能食品に関わる検討会の中で、この健康・栄養政策との整合性の共有化という点で、どういったものをもって整合性を取っているかが意外とその場その場で使われているような印象を持っておりまして、この辺をどう考えるかを少し明確ということが、共有化できたらいいなとは思っております。

この書き方の文言のところにごくこだわりがあるということではなく、どうしても食事摂取基準に縛られてしまうと、アドオンして作るような食品がなかなか開発しにくいというところと、今後、エビデンス等を取っていく上でも、どれぐらいの摂取量を目安にいろいろな研究を進めていけばいいのかがなかなか見えないところもあつて、この辺の考え方が報告書だけではなく議事録等に記載がされていくと、そういった研究を進めていく上での活用につながるのではないかと考えております。

○佐々木座長 ありがとうございます。

やはり一つのガイドラインに縛られるのではなくて、健康・栄養政策全体のそれぞれ必要な部分とその時その時で整合性を図っていくことが大切であり、一つが別のものの枠内に入るわけではなく、それぞれがそれぞれの役割を果たすべきものであるという理解はしたいと私は考えます。そういう意味で、ここはあくまでも健康・栄養政策という一般名詞であつて、その基本に整合性を図っていくという風に読んでいただきたいと考えます。

千葉委員ですか。よろしくお願ひいたします。

○千葉委員 我が国の健康・栄養政策というところなのですからけれども、今回の検討会で食事摂取基準というものが度々キーワードとして出てきていたので、ちょっとそこにとらわれがちなのですが、やはり健康・栄養政策、前提としてあるものは健康寿命の延伸であり、そこに資するものとしては骨粗鬆症もしくは骨折リスクを低減することは、普通に読み込めば、この健康・栄養政策全般としてとらえるものであつて、食事摂取基準にとらわれるものではないと私は考えております。

○佐々木座長 ありがとうございます。そういう読み方をさせていただきますように、この「健康・栄養政策」という言葉を使いたいと考えています。

他の委員の方々、よろしいでしょうか。

それでは、この文言はこのまま使うことにさせていただいて、今、確認させていただき

ましたように、これは一般名詞として広く用いるものであるというように御理解いただければと思います。

この部分は他によろしいでしょうか。

○磯委員 確認ですけれども、よろしいですか。

○佐々木座長 磯委員、お願いいたします。

○磯委員 「整合を図る観点から、」の「、」を取るということでしょうか。

○佐々木座長 そういうことです。

○磯委員 分かりました。

○佐々木座長 それでは、この部分は2か所、修文をしたいと思います。

1つ目が「データ」という言葉を、磯委員、どうですか。ここは「研究報告」という文言を考えたのですけれども、適切な単語がほかにございましたら、いただければ。

○磯委員 「介入試験の研究報告」又は「介入試験の報告」でもいいと思います。

○佐々木座長 「報告」というものはどうでしょうね。「報告」でも大丈夫でしょうか。

○磯委員 「介入試験」と書いてあるので「報告」でもいいですが「研究」という言葉を強調するのであれば「研究報告」でも全く変わらないと思います。

○佐々木座長 分かりました。ありがとうございます。それでは「データ」を「研究報告」に、もう一つは、下から2行目の「観点から、丁寧な」の「、」を削除ということにしたいと思います。

もう一つ、下から3行目に「海外のデータを」と書いてあるのですが、この部分の「データ」はどうしましょう。磯委員か森田委員が該当する場所かと思うのですけれども、例えば「海外の事例」とか、または「海外の報告」。そのまま「報告」と使えますか。

○森田委員 座長、すみません。ここでは「海外の知見」という言い方は間違っていますでしょうか。

○佐々木座長 「海外の知見」という言葉はよろしいかと私はと思いますが、他の委員の方、いかがでしょうか。

それでは、この「海外のデータ」は「海外の知見」に変えさせていただきます。

他によろしいでしょうか。

磯委員、追加がありましたら、お願いいたします。

よろしいですね。

それでは、この部分、事務局、確認をよろしいでしょうか。

○森田保健表示室長 それでは、第2段落目の部分ですけれども、真ん中の辺りの「介入試験の研究報告があるものの」ということと、その2行下の「海外の知見をそのまま日本に当てはめることは難しい」。それから「健康・栄養政策との整合を図る観点から、」の「、」を取る。この3つの修正ということで確認しております。

○佐々木座長 ありがとうございます。

磯委員、手が挙がっております。お願いいたします。

○磯委員 最後の行の「丁寧な議論を重ねる必要がある等の意見が出された」で「ある等の意見」と書いてありますが、その前に並列で「意見」と言っているので、最後のその文言は「重ねる必要があるとの意見等が出された」とするのはどうでしょうか。

○佐々木座長 仰ることは分かりました。

○磯委員 ですから「等」の位置を変えたほうが良いという意見です。

○佐々木座長 3つの意見が並んでおりますので、その意見を含めて、他の意見もありましたというところで「等」の位置を後ろにずらすということですね。そのように直すのが正しいと私も思います。

事務局、よろしいですか。

○森田保健表示室長 はい。分かりました。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それでは、少し時間をかけて丁寧に議論しましたが、よかったですと思います。

その次に進みます。「類型3-1. 既許可のトクホに類似の表示（疾病リスクを低減する旨の直接的な表示）」でございます。御意見をいただけますでしょうか。

ここでは虫歯のお話で、特に最後の方ですね。「また」以下のところで御意見をいただいたものが入っておりまして、このあたり、御意見をいただいた方、また確認をしていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、少々お待ちください。お一人目が矢島委員ですか。お願いいたします。

○矢島委員 特に文言はこのままでいいですが、これは私どもの協会に参加している企業から「虫歯」は「むし歯」ではないのかという意見があったので、これは後で最終的に確認して「虫歯」なのか「むし歯」なのかを報告書でちゃんと整理しておいた方がいいのかなと思いました。

あと、このところの提言、せっかく作っていただいたのですが、現場の企業からすると、事業者からすると、これは実現可能性が低いので、これができたからといって、あまりこれで作ったからといって、申請してくださいと言われてもなかなか難しいですという意見があったので、それだけお伝えさせていただきます。

以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。

「虫歯」の表記に関しては、これは事務方で文章として、こういうところでどの表記を使うのか、確認をしていただけますか。それで決めるということにさせていただきます。

次が寺本委員ですね。お願いいたします。

○寺本委員 すみません。寺本でございます。

1回目、2回目の検討会で発言はしていなかったのですが、最後から2行目の虫歯であるとか使用方法についての適切な情報というものはあるのですが、これはどうしても表示等に持っていくがちになりがちなので、ここに制度の正しい使い方の普及も大事だということを一文足すことは可能でしょうか。

○佐々木座長 具体的にはどのような修文になりますか。例を1ついただけるとありがたいです。

○寺本委員 「適切に情報提供が行われることが適当との意見」のところの「使用方法等について表示方法や制度の正しい使い方の啓蒙等を含めて適切に情報提供が行われることが適当との意見が出された」という内容でいかがでしょうか。

○佐々木座長 ありがとうございます。

何とかもう少し短くまとめたいと思うのと、その前のところに「歯磨きの重要性や当該食品の適切な使用方法」と書いてありますので、私はこの「当該食品の適切な使用方法」という表記で先ほど文書を御提示いただいた文案は含まれるのかなと理解したのですが、不十分でしょうか。

特にこのあたりは消費者が提供された情報を適切に使えるかどうかというところですので、ぜひ消費者の方から御意見をいただけるとありがたいです。

○森田委員 森田ですが、よろしいでしょうか。

○佐々木座長 お願いいたします。

○森田委員 この「適切な使用方法等について」ということの情報提供がもともとあるわけですが、そこに先ほど仰っていた表示方法という話がございました。表示方法は、これは単なる情報提供ではなくて表示方法そのものを、許可文言を変えるという意味に捉えられてしまうのではないかと思いますので、誤解を生むのではないかとというのが一点。

それから、細かいことなのですが、先ほど「啓蒙」とおっしゃいましたけれども、今、啓蒙というものはあまり使わない言葉なので、それで「啓発」なのですが、情報提供という言葉の中に入るのではないかと思いますので、その点「啓蒙」を加えるのはここで違和感があると思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。

言葉は最も適切なものを選ぶことにしまして、内容といたしまして、ここで既に使われている文言に含まれているという風に考える。私も踏まえているつもりで考えたのですが、森田委員、そういうお考えでよろしいでしょうか。

○森田委員 そうです。単純に言えば含まれていると考えますし「表示方法」と言うと、また別のことを新しくここに入れることに関して合意していないと思いますので、表示方法の話をもし入れるのであれば、もう一回議論をし直さなくてはいけないと思います。啓蒙とか情報提供は含まれると思いますけれども、表示方法というものはどのようなニュアンスで仰られているのか、もう一度教えていただけますでしょうか。

○佐々木座長 いや、ここではあくまでも、今日は時間の関係も含めて、ここまで皆さんに御議論いただきましたので、この文案に対してどのように修文していくかというところにとどめたいと座長としては考えます。

○森田委員 分かりました。

○佐々木座長 かしながら、今までの御意見や、それから、この委員全体の総体として

の考え方で含まれていない表現があれば、それは含めるべきというのが今日の目的でございます。

そういう風に考えますと、この「情報提供」というところに啓発活動等も含む。それから、表示のところは「適切な使用方法」というところに含むという読み方でいかがでしょうか。これは特に消費者の誤読・誤認のところに関わりますので、消費者の立場の方々からいただけるとありがたいです。

野々内委員ですか。お願いいたします。

○野々内委員 野々内です。

私は皆さんと話し合った内容がこれですっきり入っていると思って、これでいいと思っております。

以上です。

○佐々木座長 御確認ありがとうございました。

それでは、先ほどいただきました御意見は議事録にとどめるといたしまして、この文章はこのままで本質的にいきたいと考えておりますが、磯委員、御意見はありますか。

○磯委員 はい。

○佐々木座長 お願いします。

○磯委員 先ほど矢島委員が仰ったように、いわゆる企業からはこういったことをしてもあまり参画できないという意味は、多分現行の間接的な表現だけで企業としては十分だという風に考えているためか。そのあたり、矢島委員から解説をお願いしますでしょうか。

○佐々木座長 矢島委員、お願いいたします。

○矢島委員 私は文章の変更は必要ないと思います。文章の変更は特にありませんが、ただ、企業からはこれで新たに、これを疾病リスクに入れたと言って、疾病リスク低減だと言って、申請をとと言われても、多分、企業は対応できないので、このところはあまり期待されても企業は困るのだけれどもというぐらいに捉えていただければ、報告書自体はこれでいいのだと思います。

○佐々木座長 分かりました。

磯委員、いかがでしょうか。

○磯委員 分かりました。企業のインセンティブが働きにくいということで理解しました。

○佐々木座長 ありがとうございます。

これをどう使うかというところはその次の段階のお話ということで、ここでは方向性ということにとどめるということで、この文章としたいと考えます。ありがとうございました。

岩月委員から御意見ありますか。よろしくお願いいたします。

○岩月委員 今の文言で大方問題ないと考えますけれども「当該食品の適切な使用方法」と書いてありますが、食品は使用するものなのかというのが気になったのですけれども、そこはいかがなのでしょう。 「適切な使用」と言うと医薬品チックに聞こえてしまうと

ころがあるのですが「適切な利用方法」とかという表現ではないかと考えましたけれども、いかがでしょうか。

○佐々木座長 とても基本的な言葉の使い方ですが、これはほかの委員の方々からこのように使うものだという御意見をいただければありがたいです。「使用」、「利用」、又はその他です。いかがですか。

もしも事務局、このような食品に対して使っている不定形言葉でここに入るものがあったら、情報提供していただけるとありがたいですが、いかがでしょうか。

○森田保健表示室長 用語的には「摂取方法」という表現を使います。

○佐々木座長 「摂取」と言うと、これはかなり狭く食品に使う特有の表現なのです。 「利用」と言うと、その商品、いろいろなものを利用する、又は活用する。「使用」と言うと、少しまた広がったり、違ったり、異なる意味が含まれる単語かと思います。どれが適切でしょうか。

磯委員、どうぞ。

○磯委員 磯です。

これまでトクホに関する文言については、私は感覚的には「利用」のほうがいいかなと思うのですが、文言の使い方をもう一回、事務局で確認していただいて、適切な言葉にするというのはいかがでしょうか。

○佐々木座長 ほかの委員の方々、それでよろしいでしょうか。こちらにお任せいただければ、こちらで他の文書と照らし合わせて最も適切なものを選ばせていただきます。

それでは、これは座長一任でお願いしたいと思います。

岩月委員、ございますか。大丈夫ですね。

○岩月委員 ありがとうございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それでは、トクホは終わりました、次に進めたいと思います。「類型3-2. 既許可のトクホに類似の表示（疾病の代替指標の取扱い）」でございます。ここでは代替指標（バイオマーカー）の取扱いが議論されました。この部分について、いかがでしょうか。

それでは、これは矢島委員ですか。お願いいたします。

○矢島委員 矢島です。よろしく申し上げます。

文言については、修正はありません。文言はこのとおりで結構なのですけれども、今までの議論を踏まえて私どもの考え方を述べさせていただければと思っています。

まず、この中で、今回の議論で当該食品がここにありますが、摂取のみによって疾病リスクが低減するという誤認をする可能性という御指摘で、これはすごく大事な御指摘です。それから、かえって医療機関への受診を行わなくなるのではないかというおそれという御意見が出て、慎重に取り扱うべきという意見を書いていただいて、すごく分かりやすくなりました。今回の検討会の中ですごくもやっとしたものが、やはりこういうところが大事なのだということが明確になったことが私はすごく大事でして、今回の検討会



でも報告させていただきましたが、やはりこういう誤解がないように、バイオマーカーに対する懸念が出ないように、協会としてもこれは今まで自主基準という形で広告審査というものを平成25年からやっていたのですが、昨年から消費者庁と公正取引委員会の認定を受けて公正競争規約ができて、公正取引協議会の中でこういうものがちゃんと誤解がないように、誤解を与えないようにすることに対する制度的な担保ができましたので、これを活用しながら、まずしっかり、そこをやっていかなければいけないと考えております。

それから、よく疾病リスクを低減するという言葉がいつも先に出てきて、ここにありますように、摂取のみによって疾病リスクが低減するという誤認。そうではなくて、やはり言葉としては、ヨーロッパ、アメリカがその言葉に近いわけですがけれども、むしろヨーロッパで使っている、何々はリスクですという、リスクがあるだけでとどめるような、そういう誤解を与えないような表現が大事だということで、これは現行の制度の中でも対応できる範囲ですので、是非、これは今回のこの検討会を受けて、私どもは今の制度の中で対応できる範囲だと思っていますので、これから具体的に消費者庁さんとバイオマーカーを使う基準でこういう御指摘がないような方法をこれから取り組んでいきたいと思っていますので、是非、そこをよろしくお願ひしたいと思っています。一律移行も、そういうことも含めて、これから協会として具体的に取り組んでいきたいと考えておりますので、是非よろしくお願ひしたいということでございます。

私からは以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

これは、ハードアウトカム、ソフトアウトカムという言い方をいたしますね。このあたりをきちんと明示して使っていこうということかと承りました。ありがとうございます。

ほかに、神村委員ですか。お願ひしてよろしいでしょうか。

○神村委員 この文言についての特別、修正とかの意見ではないのですが、今の矢島委員の御発言を伺いまして、私、ここは結構強く発言させていただいた立場で、協会の取組は大変ありがたいものだと思います。特にバイオマーカーについては、比較的に低下したからいいものではなくて、ある程度までの目標値、基準値まで下げてこそその成果が得られるという認識を持っておりますので、是非、何となく飲んでいて、少し下がればそれでいいというふうに誤認していただかないような取組をしていただきたいと思います。文言についての修正は、特に意見はございません。

○佐々木座長 ありがとうございます。

バイオマーカーは、やはり下がる上がるだけではなく、この数値でありたいという基準値等が設けられているものがありますね。そういうものも考慮の上という御発言であったと理解いたしました。ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

それでは、この部分はそのままさせていただきます。

次に進ませてください。「類型4．対象成分が限定されていない表示」です。ここは果物、野菜等の食品を例に挙げて議論がなされました。5行と短いものではありませんが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ここは疾病リスク低減表示というよりも食育の方であり、このトクホの制度にはなじまないという御意見で統一されていたかと思えます。ありがとうございました。

それでは、次に進ませてください。「(2) 許可文言の柔軟性」でございます。この部分の最初の②のところ、類型のところからは個別にさせていただくものとして、4ページの「(2) 許可文言の柔軟性」、そして、5ページの1行目までの部分で御意見を賜ればと思います。

特に、4ページの最後の段落のところでもいただいた御意見がここに紹介されております。その前の段落です。よろしいでしょうか。

この文章を読んで、私、1つだけ感じたのですけれども、4ページの最後なのですが、最後に「事業者の意見も聴取する」と書いてあるのです。この部分、もう少し前から読みますと「科学的根拠に見合った表現とすることや事業者の意見も聴取するべきではないか」。これは許可文言の柔軟性に関することなのですけれども、ここで委員の方々にお聞きしたいのですが「事業者の意見も聴取するべき」という文言は必要でないのか。そういえば、これを議論したときに私も記憶がなかったのですけれども、いかがでしょうか。「も」と言うわけですから、排他的ではないのですが、森田委員ですか。お願いします。

○森田委員 森田です。

このところで申し上げたのは、実は要望書のところにもあるのですけれども、許可文言に関して、様々な科学的な根拠の強さによって色々な表現があるという議論がこの中で結構出たと思います。そのため、科学的な根拠に見合ったレベルにあった「かもしれない」だったり、強さに応じて色々な文言があった方がいいのではないかという意見を申しあげましたが、それは消費者から見ての意見だと思います。もし消費者の、ただ、これも消費者だけでなく、専門家もそのように仰っていたので「科学的根拠に見合った表現とすることといった意見」というものが一つあって「事業者の意見も取り入れるべき」というところも一つあると思うのですが、いかがでしょうか。

○佐々木座長 ありがとうございます。

これは文章の流れから見て、そのようには読んだのですけれども「科学的根拠に見合った表現とすること」。そして、事業者の意見。森田委員、ここは「も」なのですか。

○森田委員 いえ、ここは「科学的根拠に見合った表現とすること」というのは、どちらかという専門家や先生や消費者から出た言葉だと思います。一方で「事業者の意見も聴取するべきではないか」という意見は事業者から出た意見だと思っていますので、この書きぶりですと一緒になってしまっているのですけれども「科学的根拠に見合った表現とすること」は一つの意見として専門家や消費者から出た意見だと認識しています。

○佐々木座長 しかし、これは書かなければ恐らく認識できない。

○森田委員 それであれば「科学的根拠に見合った表現とすること」といった意見が並行ですね。そういう意見が一つあって「事業者の意見も聴取すべきではないか」という意見を分けて、並列で書いていただいで「科学的根拠に見合った表現とすること」のところで「消費者」という言葉を出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木座長 すみません。私の理解が追いついていないと思うのです。どのように修文するのがよいか、修文例をいただくと助かります。

○森田委員 「科学的根拠に見合った表現とすべきではないか」という消費者の意見、事業者の意見も聴取すべきではないかとの意見が出された」でいかがでしょうか。

○佐々木座長 ありがとうございます。

私がここで取り上げたのは、双方という言い方は良くないかもしれないのですけれども、供給して下さる方と消費して下さる方と、双方の意見が共に入っていることがよろしいかなと思ひまして、そこがうまく入っていて、そのように読んでいただける文章はないかなと考えたということでございます。

先ほどの森田委員の御意見に対して、またはそれに関連することとして、磯委員ですか。お願いいたします。

○磯委員 「また、多くの委員から」の前についても「許可文言の柔軟性については、それを認める場合でも科学的根拠に基づいた文言であり」という、科学的な根拠については既に自明の理として話をしているのです、私の意見では、最後の「検討に当たっては、消費者や事業者の意見も聴取すべきではないかとの意見が出された」だけでよろしいかと思うのですが、モニタリングして、消費者の意見を聞きながら文言もいろいろ検討していく。最終的にはこういった組織でしっかりとチェックする形になるかと思うのですが、ここにわざわざ「科学的根拠に見合った表現とすることや」は入れなくても、座長の御意見のように、消費者や事業者の意見という形でいいのではないかという意見です。

○佐々木座長 ありがとうございます。

仰るように、これは第2段落の一番上の最後に「科学的根拠に基づいた文言であり」と既にここで「科学的根拠に」という言葉は使われているのですよ。したがって、それ以下はここで提起されたことを受けて続きますので、4ページの最後の「検討に当たっては」のところは「消費者の意見と事業者の意見、双方の意見を聴取すべき」という風にまとめることで簡潔に、かつ分かりやすく、この文章全体がまとまるだろうと考えたわけでございます。

森田委員や他の委員の方々、いかがでしょうか。

○森田委員 今の磯委員の意見で良いと思います。「消費者や事業者の」という風に入れていただければいいかと思ひます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それでは、この「(2) 許可文言の柔軟性」のところ、他に御意見をいただければ。

千葉委員ですね。お願いいたします。

○千葉委員 すみません。4ページ目の下から3行目から2行目にかけて「分かりやすい表現」という言葉があるのですけれども「分かりやすい表現」というものは実は消費者が誤解しやすい表現でもありますので、可能でしたら「適切な利用に資する表現」みたいな形に修正していただけた方がいいのかなと思っております。

また、今は「適切な利用」という言葉を使っているのですが、ただ、特定保健用食品は、先ほど「使用」という言葉があったのですけれども「一日の摂取目安量」という言葉が使われていますので、やはりこれに関しては、先ほどの議題に戻るのですけれども「摂取」という言葉が適切かなと思っております。

以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。

後半の「摂取」のところは御意見としていただいて、それを踏まえてこちら側で調整させていただきます。調べさせていただきます。ありがとうございます。

それから、前半の「分かりやすい」のところなのですが、これは今、千葉委員のいただいた言葉に変えると分かりにくいと言われてしまいませんか。こんなところで揚げ足を取ってはいけないのですけれども、分かりにくいという言葉はトリッキーですね。

○千葉委員 報告書の内容として今の表現を使ってしまうと逆に分かりにくい内容になってしまうという、その矛盾が生じるのですけれども、そこを何かうまく表現していただけると助かります。

○佐々木座長 その「分かりやすい」の前の言葉が「理解されにくい」のためなのです。これを受けて、折衷案かもしれませんが「理解しやすい」。つまり「分かりやすい」は分かった気分では実は誤解しているということを千葉委員は御懸念されているのですね。そうしますと、理解されにくいために理解しやすい表現ということかなと思うのですけれども、磯委員、もっといいものは何かありますか。

○磯委員 ここのところは「理解されにくい」ため、「分かりやすい適切な」という「適切な」を入れれば続くと思うのです。

○佐々木座長 「分かりやすい」を残して「理解しやすい」の後に「適切な」を加えるということですか。

○磯委員 「理解されにくい」ため、「分かりやすい適切な表現への」ということで「適切な」を中に入れれば。

○佐々木座長 千葉委員、この御意見はいかがでしょうか。

○千葉委員 今の磯委員の御提案で私もいいと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。私の提案よりもこなれていると思いました。

他の方々、いかがでしょうか。「分かりやすい適切な」と直すということでもあります。ありがとうございました。

それでは、この「(2) 許可文言の柔軟性」のところ、全体で他にございましたら、御意見をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、2か所直すことにいたします。事務局、御確認をしていただいでよろしいですか。

○森田保健表示室長 修正するポイントは、4ページの一番下の「また」の段落の3行目で「分かりやすい適切な表現への変更や」という部分。それから、最後の行で「検討に当たっては、消費者や事業者の意見」という形で修正するということです。

○佐々木座長 ありがとうございました。

11時半近くになってきていまして、時間がなくなってまいりました。進行に不手際がありまして、申し訳ございません。

次に進みます。次は「(3)表示の内容等の基準が定められていない疾病リスク低減表示の申請」であります。ここは仕組みの議論がなされました。この部分に関して御意見をいただけますでしょうか。

では、矢島委員からお願いいたします。

○矢島委員 すみません。よろしくをお願いいたします。

このところは修文ではないのですけれども、文章はこの内容で結構です。いろいろな御議論をいただきまして、ありがとうございます。このところは、佐々木座長も御指摘いただいたように、申請ガイダンスというものがすごく私どもは大事だと思っております。佐々木座長もこの検討会の中で、やはり申請をする側、要するに企業というのでしょうか。それから、それを受ける側で、それは行政側。もちろん、消費者の方々も含めてそれぞれを使っていただく国民の方々、3者の利益が図られるようにということで、やはり行政側、産業側、そして、消費者の国民の皆様方、お互いで一緒に汗をかいて、いいものをつくり上げていくべきですという、これは議事録にも載っております。

やはりそういう方向がすごく、佐々木座長からもそういう風に言っていたように、我々は是非、今回、この検討会で色々なことが明らかになってきました。私どもはこの議論を踏まえて、もちろん、できるところがあると思っておりますので、先ほどのバイオマーカーの話ですとか、一律移行の話ですとか、それから、2段階表示の話ですとか、現行の中でできるものが実はあるのだということがよく分かりましたので、それを踏まえて、是非具体的に作業をやっていきたいと思っておりますし、そのためのガイダンス。これはなかなか難しいというお話も聞きましたので、是非私ども、新規のそういう具体的な事例と一緒に出しながら、これはまた消費者庁さんですとか関係のところと具体的な事例を通して、このガイダンスの作成をやはり我々、まず業界というのでしょうか、民間が主体となってガイダンスの作成を進めさせていただきたいと思っております。

そういうことで、これから具体的に動き出しますので、是非そのあたりのところをよろしく願いますということで、文言についての修正はございません。是非、ここに書かれているようなことを踏まえて、我々は現行制度の範囲内でこれから具体的に組み込んでいきたいと思っておりますので、是非よろしく願いますということだけでございます。

どうもありがとうございました。

○佐々木座長 ありがとうございました。

このトクホの制度、やはり長い間、見直しがなく進んでまいりまして、世の中の流れ、そして、研究の流れ、新しい知見等が相当蓄積されているわけでありまして。やはりそこに正しく対応していけるように、双方できるところから具体的に進めていただければという、そして、その方向性を示すものであると考えております。ありがとうございました。

磯委員ですね。お願いします。

○磯委員 内容は全体的に問題ないのですが、3段落目の「また、原則として」の段落の中の3行目で「行政の関与のもと」とありますが「関与のもと中立の機関において」というのは何かしら少し違和感があるので「行政との連携」とか「行政との連携のもと」とか「行政と連携しながら」とか、何か「関与」と言いますとそこがその中でやられているような形に聞こえるので、その文言は修正が必要かなという意見です。

もう一つは、それと連動しますが、最後のパラグラフの「一方」のところの2行目で「評価等にかかる行政コスト」とありますが、別にここは「行政」を入れる必要があるのかということで、私は「コスト」でよろしいかなと思います。

その2点です。

○佐々木座長 ありがとうございました。

「関与」という言葉は、ひょっとすると誤読というか、ネガティブな捉え方をされないか。もう一つ、与えるという言葉が本来伝えたい内容がうまく伝わらないかなというように私も感じました。「連携」という言葉でありますと、行政とともにという意味になります。

「関与」「連携」又はその他で、他の委員の方々、いかがでしょうか。

○磯委員 座長、もう一つは、これはトクホという国の制度なので、こういった国の制度、行政と連携するのは自明の理なので、わざわざ「行政の関与のもと」という言葉が要るかどうかということも他の委員の方々と議論していただければと思います。これはなくても当たり前だと思えますが、わざわざ、そのところに「行政の関与のもと」とか「行政との連携のもと」ということを入れる必要があるかどうかという私の問いです。

○佐々木座長 ありがとうございます。

他の委員の方、いかがでしょうか。この「行政」という言葉が入っていたほうがこの意味が正しく理解されるか、又は自明としてこれを削除しても特段支障はないと考えられるか。いずれかですね。

そして、その「行政」に関しては下から2行目のコストのところも同様でございます。行政のコストなのか、それとも取って、単純にこれはコストがかかるのかです。いかがでしょうか。

森田委員ですね。お願いいたします。

○森田委員 私は、ここは「行政」という言葉は残しておいたほうが良いと思います。そ

の上で「行政との連携のもと」、それから、下の「行政コスト」というところの「行政」という言葉も残していただければと思います。なぜかという、トクホ制度はほかの保健機能食品と違って、きちんと行政が関与して許可を出しているところがありますので、トクホましてや疾病リスク低減の表示ですから「行政」という言葉を、やはり自明なのですけれども、残しておいていただきたい。「行政コスト」ということも残しておいていただきたいと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。

磯委員、御意見ですか。どうぞ。

○磯委員 今の御意見は私も同意します。ですから「行政の連携」という言葉にしていたければと思います。

下のほうの「行政コスト」という言葉は、こういった評価に関しては行政又は政府がいわゆる人的もしくは経費的な支援をするということを期待して書いているということでしょうか。

○佐々木座長 これは単純に、行政が払うコストという意味ではないですか。

○磯委員 行政が払うということですね。

○佐々木座長 はい。その意味で、誰が払うか分からないコストではなくて、行政が払うコストというふうに私は理解しているのですけれども。

○磯委員 分かりました。言葉が「行政コスト」という言葉があるのか。行政側のコストで、だから「行政コスト」という言葉自体がどういう意味かなと思ったので、要するに経費の支援ですね。

○佐々木座長 そうです。

○磯委員 そこのところは何か文言で「行政コスト」という言葉があればそれで私は結構なのですが、初めて聞く文言なので。

○佐々木座長 分かりました。ありがとうございます。

竹内委員ですか。お願いいたします。

○竹内委員 「関与」と「連携」に関しては、やはり「関与」ではなくて「連携」のほうが適切だと思います。議論の中で行政の関わりに対して御発言があったと記憶しています。自明ではあるが、ここは強調しておくという意味で「行政との連携」でよいと思います。

コストについては、確かに行政側において人材の確保や評価が非常に大変だというお話を伺いましたので、行政が負担するコストだとは思いますが、ここは逆に「行政」という言葉自体、不要ではないかと思いました。

以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。

前半の部分は「行政との連携」というところでほぼ委員の皆様の御意見はまとまってきたと考えます。

2つ目の「行政コスト」ですけれども「行政コスト」という言葉自体がなじまないとい

うところで、しかし、意味は通るといふことと、そして、ここまでの流れから「行政」といふことを形容詞的に使わなくても「コスト」でも大丈夫ではないかという御意見がございました。

どうしましょう。これは「評価等にかかるコスト」。しかし、そのコストが、私が申し上げたように、行政が支払う、又は行政にかかるということで、それ以外で読まれるとやはり困るかなという気がいたします。そういう意味で、私としては「行政」といふ言葉を残したいと考えております。

しかしながら、この「行政コスト」といふ言葉がこの報告書にそぐうかどうかといふことをもう一度考えさせてください。意図としてはこのまま進めるといふことで御同意をいただければと思います。よろしいでしょうか。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それでは、2か所ですね。1つは「関与」を「連携」に直す。もう一つは「行政コスト」を、意味をとどめた上で適切な文言がないかを考えるといふことでございます。ありがとうございました。

時間がなくなってきましたが(4)に参ります。「(4) その他(先行申請者の権利保護)」についてであります。メタアナリシス等を行う関係上、そこでの労働が発生して、その権利が保護されるべきではないか。そういう仕組みをつくっている組織があるといふことであります。この文章に関して御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ここは方向性ですので、決定ではなくて、やはりこういう権利保護のことを考えておかなければならないけれども、一方で権利を保護するといふことは、その情報を一般に周知できないといふことで、相反するものが同時に発生せざるを得ません。この両方のことをしっかりと考えて、この権利保護について今後検討してくださいといふことにとどめたいと思います。

磯委員、御意見はありますか。お願いいたします。

○磯委員 内容は問題ないと思うのですが、第2パラグラフ、下から4行目のところで「この考え方から見直す必要が生じるとの意見」といふのは何を見直すのか。この考え方は多分、査読論文として公表されているといふ、オープンになっているといふ考えだといふことに読み取れるのですが、現在の日本で先行申請者の権利保護がされているのでしたら「見直す必要性」といふ言葉はヒットするのですけれども、まだされていないのに「見直す必要性」といふふうに言うところはちょっと奇異に感じるのですが、いかがでしょうか。

○佐々木座長 ありがとうございます。

実は私もここはどう読むかと考えたのですけれども、査読論文として公表されているといふことは、これは公共知ですので、情報に関して権利保護する必要がないのです。また、しないのです。そうすると、この査読論文として公表されていることを前提にこの考えを受けると、見直すといふことは権利保護をし得ないといふのでしょうか。



磯委員、そうですね。

○磯委員 そうです。これは多分、この文言が、座長が仰ったように、一文でつながっていて、ものであるために権利保護は必要ないとの意見が出されたという意味ですと、多分、この議論の中でその御意見を出された委員がいらっしゃったら、もう一回確認する必要があるかと思いました。

○佐々木座長 ありがとうございます。考えさせてください。

私も磯委員と同じく、査読論文として公表されているものは公共知であって、権利保護の対象とならないというふうに、この「査読論文として公表されているもの」まで読んで、そのように理解しました。そのために次の文章の「この考え方」の「この」がどこを受けるのかが不明瞭になってしまったというのが私と磯委員の読み方でありました。

寺本委員から御意見をいただけますか。お願いします。

○寺本委員 恐らく、ここの部分に関しては私が発言した部分になると思うのですけれども、意味合いとしましては基本、届出するためには届出資料として査読論文をつける形になっていまして、そうすると、査読論文というものは著作権が雑誌のほうにありますので、届出者だけが使える状態ではなくなっているのが一つのポイントになると思いますので、この査読論文があればどこの事業者がこの論文を使ってでも出せるという状況が構築できてしまうので、いわゆるその査読が公開されている時点で権利の保護はなくなっています。いわゆる論文を作った人の業績が公表されてしまっていますので、その権利だけが届出者に残るものではないという意味合いで発言させていただきました。

○佐々木座長 ありがとうございます。

そうすると「この考え方から見直す必要が生じる」という、この文言は必要ですか、または適切ですか。

○寺本委員 私の意見としては、この方法を直してほしいということは全く考えておりませんで、基本はトクホの制度がそうなっていますという意味合いで発言していますので、もし「見直す必要が生じる」というところは消えても問題はないかと感じております。

○佐々木座長 分かりました。ありがとうございます。

そうすると、どのようにすればいいのですか。「現在のトクホの申請において」の一文の持つ意味があまりなくなってくるかと思うのですけれども、寺本委員、少しアドバイスをいただければありがたいです。

磯委員ですか。お願いします。

○磯委員 あまり大きくは直さない形ならば、ここの下から4行目から「査読論文として公表されているものであるため、権利保護は生じないとの意見」にする。

○佐々木座長 分かりました。ありがとうございます。

要するに、権利保護は生じない事実があるという意見が出されたということですね。

○磯委員 そういう意味です。

○佐々木座長 分かりました。

○磯委員 もう一点ですが、先ほどと同じ議論なのですが、前段から「意見」というふう  
に並列して出しているので、このところも「権利保護は生じないとの意見」にして、次  
につなげて、最後の行の「慎重であるべき、等の意見が出された」は「慎重であるべき、  
等が出された」という、先ほどと同じような文言の整理です。

○佐々木座長 ありがとうございます。確認させてください。

寺本委員が仰ったように、ここが事実として、その御意見、事実を御紹介いただいたと  
いうことを受けまして、そして、磯委員が御提案くださったように、それが意見であるな  
らば、その前段と後段も並列して並べられるだろう。そして、意見A、意見B、意見Cが  
出ました。そして「等」を最後に持つてくることによって意見の並列が整理されるという  
サジェスチョンをいただきました。

お二人からのサジェスチョンを取り上げたいとは思いますが、他の委員の方々、いか  
がでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、その他の部分はこのように直させていただきます。

最後になります。「3. 今後の対応等」でございます。ここはまとめの文章になります  
ので、丁寧に見ていく必要がございます。

すみません。落としておりました。木戸委員ですね。失礼しました。お願いいたします。

○木戸委員 先ほどのところの1行目のEUでの文言の解釈について少し確認させていただ  
ければと思います。「所有権がある科学的データ」ということと、それから、次のパラグ  
ラフで、今、議論された「科学的根拠として認められるのは査読論文」というものは同じ  
ものとするのか、EUではこういった査読論文以外にも申請根拠として用いることができ  
るデータがあると解釈しているのかの確認をさせてください。

○佐々木座長 すみません。具体的に、第1段落のどの単語の部分になりますか。

○木戸委員 第1段落の1行目の「科学的データ」という表現と、第2段落の3行目の「科  
学的根拠として認められるのは査読論文として公表された」という、これが同じものと思  
えるべきなのか、EUでは違うものが根拠として使われているのかというところです。

○佐々木座長 ここでは具体的にその理由の資料を添付しませんので、この文言の中での  
理解で表現する必要があるだろうと私は思います。そのようなことから、第1段落は「EU  
では」で始まりますので、これはEUの規則では科学的データ、要するにEUの、これが科学  
的データと言っているものが科学的データであり、ここでその科学的データは何かとい  
うことをこの文章中に書く必要はないというか、書けないだろうと思うのです。

一方で、第2段落はここで段落が変わっておりますので、ここは日本でというか、この  
検討会の中での考えに基づくということですが、したがって、第1段落での科学的データと  
第2段落の査読論文等の単語とは連結しない、独立であると私は理解しております。

木戸委員、いかがでしょうか。資料が添付できればEUの資料を添付して、こうとい  
うことになると思うのですけれども、この場合はそこまでせず、EUでは科学的データ云々とい  
う、この文章の書きぶりにとどめるのが今回の検討会の範囲ではないかというか、目的で

はないかと私はと思いますが、いかがでしょうか。

○木戸委員 よろしいでしょうか。

EUでは公表されている科学的根拠になるものが、日本では査読論文がメインになると思うのですが、それ以外のものがあるという、この文章の解釈でよろしいのですね。具体的にどれということではなくて、違うという解釈でよろしいのですか。

○佐々木座長 はい。私はそのように、違うという解釈をしております。必要に応じてEUがどうなっているかはそちらの文書を読んでくださいということです。

○木戸委員 了解しました。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それでは、時間が迫ってきております。最後の「3. 今後の対応等」のところでございます。御意見を、どの部分でも構いませんので、議題がもう一つございますので、ここは10分で簡潔にそれぞれ御協力ください。よろしく願いいたします。

矢島委員からですか。お願いします。

○矢島委員 では、簡潔に述べさせていただきます。本当にありがとうございます。

この最後の文言のところですが、最後から2行目で、このような意見も踏まえて、今後、必要な情報を収集し、制度全般について検討されることを期待されるというふうに結んでいただきまして、本当にどうもありがとうございます。「必要な情報を収集しつつ」とありますので、是非我々の協会も協力させていただきますので、なるべく早急に次の全般的な検討をお願いしたい。今、新型コロナウイルス感染症で日本の経済や産業も少し落ち込んでいますので、健康産業の活性化を図る。特にトクホの活性化というものはやはり国民の健康を守る上ですごく理にかなったものだと思いますので、そういう意味でもなるべく早くに次の制度全体の検討をお願いしたいということで、修文は必要ございませんので、ぜひこれで進めていただければありがたいと思います。

以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。

他に御意見を。

千葉委員、よろしく願いいたします。

○千葉委員 すみません。この会が始まる前までは、この3. はこの文言でいいかと思っていたのですが、ただ、会の途中で矢島委員から、5ページ目の下から2行目の「(1) 類型3-1の既許可のトクホ」という文言なのですが、ここを仮に対応したとしても、そこに対応するものを出してくる企業さんはいない可能性が高いという御発言がありましたので、それを受けても検討会としては、それでも残すべきかというところで御確認をさせていただければと思います。

○矢島委員 座長、補足してよろしいでしょうか。

すみません。誤解があるとまずいので、あくまでも私のところに来ている意見だけですので、限られた情報ですので、それをお伝えしただけです。全体の議論の中ですので、で

すから、私は文言の修正は必要ないと思います。あくまでもそういう情報があったということを提供させていただいただけでございます。

混乱させて申し訳ございませんでした。

○佐々木座長 いいえ、とんでもないです。ありがとうございました。

森田委員ですか。お願いいたします。

○森田委員 私もここの部分の確認なのですけれども、今後の記述について（１）と（２）に関して、消費者庁においては早急に取り組める事項であるといったことですか、速やかに対応を進めてというふうに書いてあります。今までの第１回、第２回の議論の中で、この２つに関して速やかに求めたといったことですか、そのような記憶がありませんので、ここは確認させていただきたいと思います。

その上で、この２つの「早急に」なのですけれども、先ほど矢島委員もおっしゃられたように、私はやはり全体の議論がとても大事なと。そこは早くに取り組んでもらいたいということは矢島委員の御意見にも賛成いたします。ここの「３．今後の対応等」は２つのパラグラフがあるのですが、後ろの部分、全体の対応について早急な対応ということをお願いはしたいと思いますが、修文ということよりも、この上のところが先に「早急に」とか「速やかに」というところは記憶にないので、確認です。

以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。

具体的に場所を示していただけますか。どの文言、どの単語のところになりますか。

○森田委員 まず、５ページ目の下から２行目の「早急に取り組める事項である」というところ。そして、６ページの１行目の「速やかに」という、この２つです。「早急に」というところと「速やかに」です。

○佐々木座長 ありがとうございます。

ここは、私も読んで感じたのですけれども、５ページの下から２行目の「その中で」で始まる文章ですね。その中で早急に取り組める事項で、この「その中」というものは何を示すかということ、その次に出てくる（１）と（２）を示す。それに対して速やかに具体的な対応を進めることが適当だと書かれております。そう考えますと、これは文章構造上「早急に」と「速やかに」がその間に挟まる（１）と（２）を両方修飾していることになってしましまして、ダブっているのですよ。これは単純文法的にですが、したがいまして、意味は変わりませんが、まず意味が変わらずというのが前提なのですが、どちらかが削除されるほうが日本語としては、文章としては正しいだろうと考えます。

それ以上に、この「早急に」または「速やかに」を修正するかどうかのところの御意見をいただけないかと考えます。

私としましては、こういうことを議論すべきだという、ここの部分ですね。ということはあるして「速やかに」という言葉は残しておくほうがよいのかなと。一方で「早急に」という言葉は（１）と（２）よりも先に出てきていますので、したがって、先の「早急に」

を取り、後の「速やかに」を残すというように一例としまして考えたのですが、委員の方々、いかがでしょうか。もしも御異議または御意見があればいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように、内容は変わりませんが、最初の「早急に」を取ることにいたします。

ほかの部分はいかがでしょうか。

磯委員、お願いいたします。

○磯委員 今、座長のお話ですと、そのところで最後の5ページの下から2番目の「早急に」だけを取るのでしょうか。それか「早急に組みめる事項である」までを削るのでしょうか。「早急に組みめる事項である」という、そこを全部削っても意味は十分通じることかと思うのです。

○佐々木座長 失礼しました。これは「早急に」を取るとそのまま、その後の「組みめる事項である」も必要なくなります。「早急に組みめる事項である」を削除ということでした。ありがとうございます。

それでは、他の部分に関して、続いて御意見をいただければと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

委員の皆様、本当にありがとうございました。

ここで、森田委員から資料が1つ出ておりまして、その御説明をごく簡単に、2～3分程度でお願いしたいと考えているのですけれども、森田委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○森田委員 今後の検討についてということで御意見を申し上げます。今回意見を出ささせていただきました1枚紙ですけれども、お手元に出していただければと思います。

先ほどの今後の対応についてのところの全体の見直しというところを、早急だというお話もいたしましたけれども、そのことにつきまして、下記の点も含めた検討をお願いします。

まずは「1. 疾病リスク低減表示の現行制度も含めた検討」です。

今回は、類型2のところではビタミンDのことにつきまして、骨粗鬆症等の疾病リスクということでの論点になりましたが、現行制度の疾病リスクの低減表示のカルシウムのことについてはきちんと議論はしておりません。論点になっていないということなのですが、ビタミンD、骨粗鬆症のことをいろいろ調べていきますと、カルシウムと骨粗鬆症の科学的な根拠につきまして「日本人の食事摂取基準2005年版」の当時も関連は十分に明らかになっていないという記述があります。また、その後の2020年版でも「カルシウムの摂取量と骨粗鬆症、骨折との関連を検討した疫学研究は多数存在するものの、その結果は必ずしも一致していない」とされているということ。それから、過剰摂取のリスクについてサプリメントやカルシウム剤での摂取には注意が必要とされています。しかし、そういったこと

に関して、現行基準の注意喚起表示はそのことが書かれていません。

ちょっと話が戻りますけれども、寺本委員から食事摂取基準等の関わりはどうかということのお話がありましたが、ここで私が申し上げたいのは、食事摂取基準でこう書いてあるから修正しろということよりは、実際にどのようなエビデンスがあるのか、知見もあるのかということにつきまして、きちんと検討していないということがあります。今後の検討において、現行制度に関連する研究レビュー。これは食事摂取基準とは関連なく、どういう研究レビューがその後、積み重なっているのか。また、カルシウムと骨粗鬆症のメタアナリシスの論文なども、私は全部が分かっているわけではありませんので、専門家による説明が必要だと考えます。そのことを踏まえて検討も行っていただきたいと思います。

2点目は、先ほども申し上げましたが「許可文言の柔軟性」です。

先ほど、文字が消えてしまって「消費者の」ということで置き換わりましたけれども、科学的根拠に見合ったということで、それぞれの科学的根拠の強さが違うのではないかと思います。例えば現行基準の「カルシウムと骨粗鬆症」、それから「葉酸と神経管閉鎖障害」に関しての文言はいずれも「かもしれない」という文言の2つの基準になっていますけれども、どうも科学的な根拠の確からしさのレベルが異なるようにも感じています。

これは専門家ではないので分かりませんので、専門家の方にも御説明いただきたいのですが、このように科学的な根拠の確からしさ、確度のレベルによって、どのような文言を表現するのが適切か。先ほどの科学的な根拠に見合ったということなのですが、どういう表現であれば消費者を誤認させない。先ほど分かりやすいという形がありましたけれども、そういう形につなげていただけるのかということも含めて、トクホ制度の物差しとなる指標の検討も進めていただきたいと思っています。

このような意見を申し上げますのは、トクホというものがやはりより消費者の信頼が大事な制度だということだと思います。現在、トクホの累計は横ばいということで、その背景には2015年に創設された機能性表示食品の届出件数が急増していることもあるかもしれませんので、よりトクホを活用してもらいたいという側面があると思います。

一方でトクホは、国が安全性・有効性を許可した保健機能食品ということで、それ故に消費者は安心して利用できる信頼感がある制度だと思っています。中でも疾病リスク低減表示は、疾病例を出すことで有効性に関してはぬきんでている制度だと思っていますので、消費者がより信頼を寄せられる制度にしていきたい。現行制度をアップデートした科学で評価することで、より信頼を高める制度にしていきたいと思っています。それがトクホの活用拡大ということにつながるとはと思っています。

以上です。どうもありがとうございました。

○佐々木座長 ありがとうございました。

提出資料を読ませていただいて、大切なことは、やはりこの制度が大切であるにもかかわらず作られてから抜本的なところまでの見直しが十分にされてこず、その一方で、世の中が変わってしまったり、それから、新しいたくさん研究がなされたり、世の中のニー

ズが変わったりというところがあった。それにうまく対応していくために、特にこのトクホが対象となる物質、栄養素、その健康影響に関する十分な見直し、そして、それに対応した活用方法が急いで検討されるべきであろうということを森田委員の資料を読ませていただいて確認させていただきました。

これは資料としていただいたということで、そして今、御意見をいただいたということにさせていただきたいと思います。

私としましては、これによって報告書に特に加筆することはない、もう入っていると理解しましたが、一応確認ですが、森田委員、そういう理解でよろしいでしょうか。

○森田委員 はい。今後の検討というところに入っていると思いますが、現行基準のことにつきましては、1回目、2回目で十分に議論していないので、ここで改めて念のためということで出させていただいたということでございます。

○佐々木座長 分かりました。ありがとうございました。やはり全体というところを強調したいというところでもありますね。

時間が既に少し過ぎております。これで本日の議事を全て終了としたいと思います。

どうしてもここでというところ、もしもあれば、短く承りますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本当に委員の皆様方にはこの検討会の議事運営に御協力いただき、深く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、司会を事務局にお返しいたします。

失礼しました。この後、案を修正してまいります。これに関しましては座長に御一任いただきたいと思いますと考えております。適切に修正いたします。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○森田保健表示室長 ありがとうございました。

佐々木座長をはじめ、委員の皆様におかれましては、このたびは御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、消費者庁政策立案総括審議官の津垣より御挨拶いたします。

○津垣総括審議官 消費者庁総括審議官の津垣でございます。「特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する検討会」におきまして、今後の運用の方向性の取りまとめに当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、昨年12月から4か月にわたりましてトクホの疾病リスク低減表示の今後の運用の方向性について、幅広い観点から活発に御議論いただきまして、本当にありがとうございました。本日いただいた御意見を踏まえまして、今後の運用の方向性の最終的な取りまとめをさせていただきたいと思います。

消費者庁といたしましては、トクホ制度に係る運用改善等の取組を可能なものから順次進め、消費者・事業者双方にとってより活用しやすい制度になるようにしていきたいと考えております。また、消費者の方のトクホの認知度については決して高いとは言えません。

トクホを国民の健康の維持・増進に役立てていくために消費者の理解度を高めることが重要であると考えております。今後も消費者への普及啓発に努め、理解の促進を図っていきたいと考えておるところでございます。

最後でございます。改めまして、佐々木座長をはじめ、委員の皆様の御協力を重ねて御礼を申し上げます。今度とも御指導・御鞭撻を賜れば幸いです。

どうもありがとうございました。

○森田保健表示室長 以上で「特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する検討会」は閉会といたします。皆様方、どうもありがとうございました。